

台東区居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成制度

～課税状況の考え方～

1. 助成内容

利用日の課税状況に応じて助成率が異なります。助成率については下記表を参照してください。課税状況は、利用日が4月から6月までは前年度、7月から翌年3月までは当年度の課税状況をもとに助成率を決定します。ただし、いずれも上限額は児童1人当たり年間(4月1日～翌年3月31日の利用)8万円です(利用年度が令和7年度の場合は上限額年間4万円です)。

■助成率表

課税状況	助成率
生活保護世帯・住民税非課税世帯	100%
それ以外の世帯	50%

例)年度中に2回利用した場合

①利用月:6月 利用料:20,000円 課税状況:住民税非課税世帯

②利用月:9月 利用料:60,000円 課税状況:課税世帯

●助成額算出式

①20,000円(20,000円×100%)+②30,000円(60,000円×50%)

=50,000円(助成対象額) 助成額:40,000円(年間上限額)

→ここで助成対象額は50,000円となりますが、課税状況に関わらず、年間上限額が40,000円ため、助成額は40,000円となります。

2. 追加提出物(※生活保護・住民税非課税世帯に該当する方のみ確認)

下記に該当する場合は、①②住民税非課税証明書③年間収入証明書類の添付をお願いいたします。

①(利用日:4月～6月分)利用日の前年1月1日現在、台東区に住民登録がない場合

利用日の前年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する「前年度住民税非課税証明書の写し」を提出してください。

②(利用日:7月～翌年3月分)利用日の当年1月1日現在、台東区に住民登録がない場合

利用日の当年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する「当年度住民税非課税証明書の写し」を提出してください。

(次項へ続く)

③海外から転入されて住民税が課税されていない場合

海外から引っ越されてきて住民税が課税されていない世帯は、年間の収入額を証明する書類を提出していただき、住民税非課税世帯に該当するか審査をします。

非課税世帯に該当すると思われる方は、申請時にご提出をお願いいたします。

※いずれも非課税世帯としての確認が取れなければ、課税世帯として取り扱います。

台東区こども家庭部

保育課 給付担当

03-5246-1309